

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	鹿 角 市

鹿角市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	鹿角市産業部農地林務課
所在地	秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1
電話番号	0 1 8 6 - 3 0 - 0 2 6 4
F A X 番号	0 1 8 6 - 3 0 - 1 5 1 5
メールアドレス	nouchi@city.kazuno.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス類、カモ類、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年
対象地域	秋田県 鹿角市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	スイートコーン 家畜飼料 果樹 他	7. 5 5	7 8 4
カラス類	被害なし	—	—
カモ類	被害なし	—	—
ノウサギ	果樹 他	—	—
ニホンジカ	リンゴ	0. 4 6	3
イノシシ	被害なし	—	—
ニホンザル	ブドウ	0. 0 1	1
	計	8. 0 2	7 8 8

(2) 被害の傾向

(ツキノワグマ)

農作物はトウモロコシや桃を中心に被害が発生している。また、5月から6月にかけては山菜採り時に、夏から秋にかけては農作業時に人身被害が発生している。平成28年には複数の死亡事故も発生した。また、近年は市街地周辺にも出没範囲が広がっており、令和4年には小学校敷地に侵入したケースが複数回発生している。

狩猟圧の減少による個体数の増や中山間地における耕作放棄地の増加により、野生動物の生息地が集落に近接してきている。

(カラス類)

被害額・面積の算定はできていないが、5月の播種期や8月以降の果樹等に被害が発生している。年度により被害程度にばらつきがある。

(カモ類)

被害額・面積の算定はできていないが、5月の播種期に被害が発生している。

(ノウサギ) 被害額・面積の算定はできていないが、広範囲に渡って積雪期の果樹の苗木等に被害が発生している。
(ニホンジカ、イノシシ) 目撃の回数が急増し、範囲も広がっている。イノシシによる耕作放棄地の掘り返しが発生しており今後農作物や林業の被害が発生することが懸念される。
(ニホンザル) 夏季に集落内でハナレザルが頻繁に目撃されている。ブドウなどの自家用農作物の食害も発生しており、今後被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

(ツキノワグマ)

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和７年度）
被害面積（ha）	7. 5 5	6. 7 9
被害金額（千円）	7 8 4	7 0 5

(カラス類)

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和７年度）
被害面積（ha）	0	0
被害金額（千円）	0	0

(カモ類)

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和７年度）
被害面積（ha）	0	0
被害金額（千円）	0	0

(ノウサギ)

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和７年度）
被害面積（ha）	0	0
被害金額（千円）	0	0

(ニホンジカ、イノシシ)

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和７年度）
被害面積（ha）	0. 4 6	0. 4 1
被害金額（千円）	3	2

(ニホンザル)

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和７年度）
被害面積（ha）	0. 0 1	0
被害金額（千円）	1	0

※目標値は現状値の９０％

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(ツキノワグマ) 猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第５次ツキノワグマ）に基づき、個体数調査及び個体数調整捕獲を行い、農林水産業被害発生時及び人家周辺等での人身被害が想定された場合は鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲を実施している。 捕獲方法は、箱わな及び銃器による共同捕獲を実施している。 (カラス類、カモ類、ノウサギ) 捕獲方法は、装薬銃による共同捕獲を実施している。 (ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル) 追い払いを中心に行い定着を阻害するよう監視している。捕獲技術の普及を進めている。	猟友会員の減少及び高齢化が進んできており、後継者の確保が喫緊の課題となっている。 (ツキノワグマ) 箱わなは、現在２６基あり、市内を４班体制で管理しているが、わな猟免許所持者が高齢化してきており、後継者の育成が課題となっている。 山菜採り、農作業時の人身事故が相次ぎ、事故の予防が課題となっている。 市街地においては有害駆除が実施できないため、「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」に沿ったスムーズな対応をするため、今後も関係団体との継続した訓練実施が必要である。 (カラス類、カモ類) 追い払いを行っても別の場所に出没するため、効果的な対策を模索する必要がある。 (ノウサギ)

		降雪期の時期を逸してしまうと、駆除ができなくなってしまうため、効果的な対策を模索する必要がある。 （ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル） 狩猟者の捕獲に関する知識と経験が不足している。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	（ツキノワグマ、カラス類、カモ類、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル） 平成23年度から、農作物被害を防止するため、防護柵・電気柵等の設置費用に対して、補助率3分の1、電気柵は2万円を下限として助成している。 <R4実績>鳥獣被害対策事業 ・電気柵14件 補助総額 469,000円	（ツキノワグマ、カラス類、カモ類、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル） 防護柵等の設置は効果的だが、それ以外の対策も進める必要がある。追払いは効果が薄れていく場合もあるので、継続的に効果がある対策が求められている。 ツキノワグマの出没が多い地域においては、居住区域周辺の環境整備等の実施体制の構築が課題となっている。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	地域からの申し出による緩衝帯の設置を行うほか、放任果樹の除去や青果物残さの地中埋設等の呼びかけをメール配信で行っている。 鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等については、希望自治会等に対して鹿角市「どこさデモ出前講座」や秋田県生活環境部自然保護課から講師を招き対応している。	限りある予算を活用しての緩衝帯整備は多数の出没箇所を網羅することは難しい。 また、情報の周知が難しいことと、興味を持った一部の住民しか鳥獣の習性や被害防止技術等の習得ができないことが課題となっている。

（５）今後の取組方針

（ツキノワグマ、カラス類、カモ類、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル） 被害防止計画は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、秋田県第13次鳥獣保護管理事業計画と第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、銃器や箱わな（檻）等による効果的な捕獲を実施する。 これまで有害鳥獣捕獲許可を受け、猟友会の協力を得て防止対策を講じてきたが、今後も猟友会の協力のもと、被害防止活動を実施する。
--

住民に対して、食品や作物の廃棄物、放置農作物等により、対象鳥獣をおびき寄せることのないよう、除去について周知徹底を図る。目撃情報があったときは、関係機関と連携を取りながら被害防止策を講じる。

市街地においてツキノワグマが出没した際には、警戒区域の設定により人と獣の分離を図り住民の安全を確保する。関係機関においては迅速に対応できるよう、体制及び連絡網を事前に整備し、対応方法を日頃より申し合わせておくとともに、有事に、住民が身を守るための行動を即座にとれるよう対応方法について周知、教育の徹底を図る。

被害防止対策

- ・被害、出没がある集落近隣での個体数調整捕獲
- ・出没箇所へ注意看板設置等の広報活動を実施する。
- ・狩猟免許、わな猟免許新規取得者への支援を行う。
- ・被害予防対策の周知を図り、ツキノワグマに侵入されにくい環境整備等を進める。
- ・通学路等、ツキノワグマの通り道が人の活動域の深くまで入り込んでいるときは、監視カメラ等でツキノワグマの行動を把握し、侵入対策に活用する。
- ・爆竹、ロケット花火等での追い上げを実施する。
- ・農協職員及び農家等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容について把握し、被害防止対策に活用する。
- ・電気柵等設置費用に対する補助を継続し、被害防止を図る。
- ・市街地にツキノワグマが出没した際の対応策について周知を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・農家等より被害の報告があった場合、鹿角市鳥獣被害防止対策協議会は、鹿角市鳥獣被害対策実施隊を派遣して被害状況を確認するとともに、被害防止対策についての助言のほか、巡回等の実施、追い払い、捕獲等の活動を行う。
- ・市は、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、任命または指名する。
- ・捕獲活動実施の際は、被害状況等の情報を収集し効果的活動を行えるよう努める。
- ・ツキノワグマが出没した際は、速やかに出動できるよう連絡網の整備に努める。
- ・ツキノワグマ等の大型獣の捕獲の際は、散弾銃で仕留められない距離では、ライフル銃が必要な場合があるため、ライフル銃所持許可者の確保に努める。
- ・実施隊用務に限定して特例的に所持許可を得たライフルについては、有

害駆除での使用に限るものとし、適切な使用、保管、管理がなされるよう努め、技能講習の受講等、技術向上に努める。

- ・捕獲活動を円滑に行い、実施隊用務の補佐とするため、自治会等の内部で被害防止の中核となる人材を育成する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ カラス類 カモ類 ノウサギ ニホンジカ イノシシ ニホンザル	・新規狩猟免許取得者の確保・育成を図る。 ・箱わな（檻）の増設・更新

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(ツキノワグマ) 捕獲数は出没状況により増減するが、人里への出没回数は年々増加し、人的被害も発生し、予断を許さない状況となっていることから、捕獲計画見込み数は秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づく必要最小限の頭数とし、計画的に捕獲を実施する。
(カラス類) 現地を調査し、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。
(カモ類) 現地を調査し、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。
(ノウサギ) 現地を調査し、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。
(ニホンジカ、イノシシ) 捕獲計画見込み数は秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき可能な限りの捕獲を行う。 詳細な調査と強力な捕獲圧により、農林業や生態系等への被害がない状態を維持していく。
(ニホンザル) 現地を調査し、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5 年度	6 年度	7 年度
ツキノワグマ	個体数管理に基づく必要最小限		
カラス類	4 0 羽	4 0 羽	4 0 羽
カモ類	4 0 羽	4 0 羽	4 0 羽
ノウサギ	1 0 羽	1 0 羽	1 0 羽
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	今後の出没状況に応じ、可能な限り捕獲する		

捕獲等の取組内容
(ツキノワグマ) 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づき、個体数調査及び必要に応じて個体数調整捕獲を行う。 被害状況や目撃情報に応じて実施隊が追上げ、追払い活動を行う。また、農地等において被害が集中する農作物の収穫時期前を中心に、出没箇所の状況により、被害が発生するおそれのある場合には、有害鳥獣捕獲許可に基づく箱わな及び銃器による捕獲を行う。
(カラス類、カモ類) 実施隊が追上げ、追払い活動を行う。 また、農地等において通年で有害鳥獣捕獲許可に基づく銃器による捕獲を行う。
(ノウサギ) 実施隊が追上げ、追払い活動を行う。 また、樹園地等において被害が集中する3月の積雪期を中心に、有害鳥獣捕獲許可に基づく銃器による捕獲を行う。
(ニホンジカ、イノシシ) 秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調査及び必要に応じて実施隊が追上げ、追払い活動を行う。 また、農地等において通年で有害鳥獣捕獲許可に基づく銃器等による捕獲を行う。 特に、メスに対して優先的に高い捕獲圧をかける。
(ニホンザル) 実施隊が追上げ、追払い活動を行う。 また、農地等において通年で有害鳥獣捕獲許可に基づく銃器による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用に当たっては、散弾銃と同様に安土（あづち：バックストップともいう）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全を確保する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鹿角市	ツキノワグマについては、人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限り、平成３０年度から有害鳥獣捕獲許可権限が移譲されている。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	５年度	６年度	７年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
カラス類	なし	同左	同左
カモ類	なし	同左	同左
ノウサギ	なし	同左	同左
ニホンジカ イノシシ	なし	同左	同左
ニホンザル	なし	同左	同左

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	５年度	６年度	７年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
カラス類	なし	同左	同左
カモ類	なし	同左	同左
ノウサギ	なし	同左	同左
ニホンジカ イノシシ	なし	同左	同左
ニホンザル	なし	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ カラス類 カモ類 ノウサギ ニホンジカ イノシシ ニホンザル	・ 防災メールにより目撃情報の配信 ・ 出没箇所の見廻り、追払い活動の実施 ・ 生ゴミや不出来な野菜等を放置しないよう広報するなどの予防活動 ・ 電気柵等設置費用の助成 ・ 遊休耕作地を出さないような環境づくり ・ 普及啓発活動の中核となる人材の育成

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
鹿角市役所	農地林務課	協議会事務局としての連絡・調整を図り、被害防止・捕獲等の実施主体となる。
	総務課危機管理室	危機発生時において市役所内の連絡、対応体制を統括する。
	教育委員会	児童生徒の登下校における被害が想定される場合、関係機関からの情報に基づき、適正な措置を市内小中学校へ指示する。 社会教育施設及びスポーツ施設付近において被害が想定される場合、関係機関からの情報に基づき、利用者に危険が及ばないよう適正な措置をとる。
	福祉保健センター	児童福祉施設及び老人福祉施設、障害者支援施設付近において被害が想定される場合、関係機関からの情報に基づき、利用者に危険が及ばないよう適正な措置をとる。
	生活環境課	市民センター付近において被害が想定される場合、関係機関からの情報に基づき、利用者に危険が及ばないよう適正な措置をとる。 被害が想定される区域内の自治会等に、事故を防ぐための適正な措置を指示する。
鹿角市猟友会		銃器等を用いた捕獲に直接関わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に努める。
鹿角市鳥獣被害対策実施隊		実践的な活動を担う立場から、被害防止策の適切な実施を行う。
鹿角警察署		住民生活の安全を守る立場から、銃器等の使用に関する指導・監督を行う。

鹿角広域行政組合 消防本部		人身被害等に関する情報提供及び被害者の救命・救助等を行う。
かつの農業協同組合		農業者の組織団体としての立場から、鳥獣被害の状況を把握し、農業者に対し鳥獣対策への指導を行う。
鹿角果樹協会		農業者団体としての立場から、鳥獣被害の状況を把握し果樹農家に対し鳥獣対策への指導を行う。
鹿角森林組合		森林を管理する立場から、指導・助言を行う。
米代東部森林管理署		森林を管理する立場から、指導・助言を行う。
秋 田 県	鹿角地域振興局 農林部	有害鳥獣捕獲許可、被害防止対策に関する、指導・助言を行う。
	生活環境部 自然保護課	死亡事故等重大事故発生の際には野生鳥獣の生態等に関する専門的立場から、対応策についての指導・助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物の処理は申請の際に明らかにし、山野に放置することなく、適正に処理するものとする。(焼却、埋設、自家消費)

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、流通・販売等は困難である。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の取組

取り組みなし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取り組みなし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿角市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鹿角市	被害防止対策、有害鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、協議会の事務局となり、各組織・施設等との連携・調整を図る。
鹿角市猟友会	銃器等を用いた捕獲活動等に直接関わる立場から、鳥獣捕獲・個体数調査等の従事者として提言・助言を行う。
鹿角市鳥獣被害対策実施隊	実践的な活動を担う立場から、被害防止策の適切な実施を行う。
鹿角市鳥獣被害対策推進員	自らの範囲内での見回り、連絡調整などを行う。
鹿角警察署	目撃情報、人身被害等に関する情報提供及び銃器や火薬の使用に関する指導・監督、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
鹿角広域行政組合消防本部	人身被害等に関する情報提供及び被害者の救命・救助等を行う。
米代東部森林管理署	森林を管理する立場から、提言・助言を行う。
秋田県鹿角地域振興局農林部	有害鳥獣捕獲許可、被害防止対策に関する、指導・助言を行う。
かづの農業協同組合	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣対策への提言・助言を行う。
鹿角果樹協会	農業者団体としての立場から、鳥獣対策への提言・助言を行う。
鹿角森林組合	森林を管理する立場から、提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
秋田県生活環境部自然保護課	人里等での被害防除対策の実施について、野生鳥獣の生態等に関する専門的立場から指導、助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年3月に実施隊を設置した。隊員は、市職員及び猟友会の会員で構成し、このうち、狩猟免許所持者で適正な捕獲技能を有している隊員を対象鳥獣捕獲員として任命している。

実施体制については、別紙のとおり。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画が現況に適さないと判断されたときは、関係機関と協議し、計画の見直しを行い効果的な被害防止に努める。

市街地等におけるツキノワグマの出没対応については、体制、役割分担、関係機関ごとの事務分掌、対応方法について別途マニュアルに定める。

重大な人身事故が発生したときは、関係機関と連携し情報共有に努め、速やかに対応する。秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議等設置要綱により、ツキノワグマ被害緊急対策会議が設置されたときはその指示に従う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、隣接する市町村や関係機関との情報交換を行いながら、生息状況の把握に努める。